**事業主の皆様へ**

**令和５年３月新規高等学校卒業予定者の応募・推薦の取扱い等について**

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配意をいただきお礼申し上げます。

事業主の皆様におかれましては、求人秩序の維持と適正な推薦・選考の実施のため、下記取り扱いの遵守と適正な募集・採用活動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１　新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについて

文書募集とは、採用予定人員、採用予定者に係る初任給その他労働条件、選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の募集・採用に係る事項を新聞・出版物・インターネット等に掲載及び企業案内書（就職ガイドブック）等を発行することをいいます。

新規高等学校卒業者を対象とした求人については、適正な求人条件の確保、早期の推薦・選考の防止等の観点から、ハローワークにおいてその内容を確認しているところであり、文書募集についてもハローワークにおいて確認を受けた求人について可能としています。文書募集の規制に抵触した場合には、その情報等の掲載を依頼した企業が、ハローワークの指導対象となる可能性がありますので、充分にご注意ください。

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、求人票返戻後の令和４年７月１日以降としますが、７月１日以降文書募集を行う場合は、次の点に留意してください。

①ハローワークへ申込みを行った求人であること。

②求人者管轄ハローワーク名・求人番号が記載されていること。

③求人票記載内容と同じ内容であること。

④応募の受付は学校を通じて行われること。

　　なお、次の場合については、文書募集の規制に抵触しますのでご注意ください。

（１）求人票返戻前（７月より前）に、求人募集情報を提供すること。

求人票返戻前に発行される高校生向け進路ガイドに、自社への入社や応募をよびかける企業情報、具体的な求人条件を掲載した場合だけでなく、掲載内容に「待っています」、「一緒に働きましょう」など、応募・入社を呼びかける内容が含まれているだけでも文書募集に該当しますのでご注意ください。

（２）求人票返戻前（７月より前）に、各種ＷｅｂサイトやＳＮＳ等に求人募集を掲示すること。

求人票返戻前に、自社ホームページにおいて、来春卒業予定の高校生に向けて、求人募集を掲示することはできません。求人票返戻の後、ハローワーク名および求人番号を付記した上で掲載をお願いします。

（３）高校生向け進路ガイドに求人票とは異なる労働条件を掲載すること。

求人票では正社員としていたが、ガイドでは入社後３か月アルバイトの条件が記載されている、また、就業場所について求人票では本社のみとしていたが、ガイドでは全国各支店となっている等、求人票とは異なる労働条件をガイドに掲載することはできません。

（４）ハローワーク名及び求人番号の掲載なく企業情報ガイドに求人情報を掲載すること。

ハローワーク名及び求人番号の掲載がない状態で、企業情報ガイドに求人情報を掲載することはできません。

２　応募前職場見学について

（１）応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

（２）職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。

なお、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、７月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

（３）受入の可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。

・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」(以下

「実施予定表」)(様式16号)を添付していただきます。

・受入れが「否」又は「可（随時）」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

（４）「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等は行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください）。

 　学校等に関する質問は、**別途学校にお問い合わせ願います。**

 　なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いします。

（５）見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動によって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

 　　また、「職場見学」の実施においては、「事前選考」に繋がらないよう人事担当者及び、説明担当者の当日の対応にご配意をいただくようお願いいたします。

３　応募・推薦の取扱いについて

令和４年度は、選考開始日である令和４年９月１６日から１人２社までの複数応募・推薦を可能としてお

ります。

　　ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が１人１社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

（１）併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

（２）複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

　　①指定校求人に応募していない者。

　　②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

（３）採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。

　　　なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

（４）内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、２社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用していただきます。

令和４年７月

大阪労働局

大阪府教育庁